令和2年度加美町農業委員会第9回定例総会議事録

令和2年12月25日(金) 加美町役場小野田庁舎2階会議室

加美町農業委員会

令和2年度第9回定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年12月25日(金)午後3時00分~午後3時36分
- 2 開催場所 加美町役場小野田庁舎 2階会議室
- 3 出席委員(17名)

会		長		1	9番	三	浦		泉
委		員			1番	星		榮	喜
	IJ				2番	澁	谷	幹	男
	IJ				3番	半	田		守
	IJ				5番	杉	村	昭	宏
	IJ				7番	三	嶋	秀 二	郎
	IJ				8番	今	野		修
	IJ				9番	伊	藤	登 喜	子
	IJ			1	0番	板	垣	文	_
	IJ			1	1番	小	Щ	京	子
	IJ			1	2番	佐	々;	木 照	義
	IJ			1	3番	Щ	本		成
	IJ			1	4番	尾	形	徳	夫
	IJ			1	5番	中	村	貴 美	子
	IJ			1	6番	畠	Щ	智	史
	IJ			1	7番	佐	藤	کے	£
	IJ			1	8番	千	葉	連	悦

4 欠席委員(2名)

委員4番 畠 山 義 信16番 猪 股 弘

5 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 会議書記の指名

日程第4 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第5 報告第21号 農用地利用集積計画(利用権設定)の変更について

日程第6 報告第22号 農地転用許可後の工事完了報告について

日程第7 報告第23号 農地の利用変更届について

日程第8 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第9 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第10 議案第35号 農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長(書記) 農業委員会事務局農地係長 農業委員会事務局主事 太 田 浩 二 畠 山 明 大 青 砥 沙 織

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第9回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後3時00分 開会〉

*事務局(太田浩二事務局長) それでは、定刻でございますので只今より令和2年度 加美町農業委員会第9回定例総会を開催いたします。

農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしくお願いいたします。

*議長(三浦泉会長) 令和2年度加美町農業委員会第9回定例総会、ご出席ご苦労様でございます。

ただいまの出席委員は17名です。4番 畠山義信委員、6番 猪股弘委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。慎重なる審議をお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長(三浦泉会長) 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署 名委員は、15番 中村貴美子委員、16番 畠山智史委員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長(三浦泉会長) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。 お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、 これにご異議ございませんか。

一「なし」の声あり一

*議長(三浦泉会長) ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長(三浦泉会長) 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、 事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務 局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- *議長(三浦泉会長) 日程第4、報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。
- *事務局(青砥沙織主事) 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について、このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。

令和2年12月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。 今月の農地法第18条第6項の規定による通知は11件でございます。

報告書番号1

貸人 A氏

借人 B氏

所在地 四日市場字荒井の田 外5筆

面積 合計 4, 176 m²

基盤強化促進法

報告書番号2

貸人 C氏

借人 B氏

所在地 四日市場字宿前の田

面積 1,088㎡

基盤強化促進法

申請番号3番から11番の報告につきましては議案書の通りとなっております。 [以上11件の賃貸借の合意解約について説明。]

- *議長(三浦泉会長) 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
 - 一「なし」の声あり一
- *議長(三浦泉会長) 質疑がないようですから、これにて報告第20号を終了いたします。

日程第5 報告第21号 農用地利用集積計画(利用権設定)の変更について

- *議長(三浦泉会長) 日程第5、報告第21号 農用地利用集積計画の変更について、 事務局より報告いたします。
- *事務局(青砥沙織主事) 報告第21号農用地利用集積計画(利用権設定)の変更について。このことについて、別紙のとおり変更があったので報告いたします。 令和2年12月25日提出。加美町農業委員会会長三浦泉。

議決日 令和2年2月25日

渡人 D氏

受人 E社 代表取締役 F氏

所在地 宮崎字新町頭の田 外5筆

変更箇所 始期又は移転の時期及び存続期間(終期)

変更前…令和2年3月1日~令和11年12月31日 変更後…令和2年3月1日~令和12年12月31日

「以上1件の集積計画の変更について説明。]

*議長(三浦泉会長) 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

一「なし」の声あり一

*議長(三浦泉会長) 質疑がないようですから、これにて報告第21号を終了いたします。

日程第6 報告第22号 農地転用許可後の工事完了報告について

- *議長(三浦泉会長) 日程第6、報告第22号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。
- *事務局(畠山明大係長) 報告第22号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。 令和2年12月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。 今月の農地転用許可後の工事完了報告は2件でございます。

報告書番号1

駐車場の設置 字原長谷地一番…番… 外4筆 面積 合計3,109㎡ 令和2年10月15日完了

報告書番号2

店舗(来客駐車場) 字矢越…番… 外1筆 面積 合計591㎡ 令和2年11月16日完了

「以上2件の工事完了報告について説明]

*議長(三浦泉会長) 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

一「なし」の声あり一

*議長(三浦泉会長) 質疑がないようですから、これにて報告第22号を終了いたします。

日程第7 報告第23号 農地の利用変更届について

- *議長(三浦泉会長) 日程第7、報告第23号 農地の利用変更届について事務局より 報告いたします。
- *事務局(畠山明大係長) 報告第23号 農地の利用変更届について。このことについて、別紙のとおり農地の利用変更届の提出があったので報告いたします。

令和2年12月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。 今月の農地の利用変更届は1件でございます。

報告書番号1

届出者 G氏

所在地 下新田字岡東…番…

現況 田

面積 6 1 6 m² (1,000 m²のうち)

土盛りのうえ、ビニールハウスを設置し干草を保管する

「以上1件の利用変更届について説明]

*議長(三浦泉会長) 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

一「なし」の声あり一

*議長(三浦泉会長) 質疑がないようですから、これにて報告第23号を終了いたします。

日程第8 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

- *議長(三浦泉会長) 日程第8、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に ついて、事務局より議案の説明をさせます。
- *事務局(青砥沙織主事) 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について。 下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議され たい。

令和2年12月25日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。 今月の農地法第3条の許可申請は4件でございます。

申請番号1

渡人 H氏

受人 I氏

申請地 宮崎字三ヶ内の田

面積 2,607㎡

所有の農地と交換するもの

申請番号2

渡人 I氏

受人 H氏

申請地 宮崎字三ヶ内の田

面積 3,395㎡

所有の農地と交換するもの

申請番号3

渡人 [氏

受人 K社

申請地 小泉字加賀檀の田 3筆

面積 合計 2, 1 9 4 m²

経営規模拡大の為 賃貸借するもの

申請番号4

渡人 L氏

受人 M氏

申請地 字新堀の田 3筆

面積 9,185㎡

後継者へ使用貸借するもの(R2.12.25~R12.12.24)

「以上4件の許可申請について説明]

- *議長(三浦泉会長) 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当 委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番及び2番について 6番 猪股弘委員ですが、本日欠席のため事務局が代読いたします。
- *事務局(青砥沙織主事) 申請番号1番及び2番につきまして、譲渡人・譲受人に聴取り調査を行ったところ、お互いの耕作の効率を良くするための交換ということであり、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。
- *議長(三浦泉会長) ご苦労様でした。次に申請番号3番については私が報告いたします。
- *19番(三浦泉会長) 12月8日に、申請者双方に聴取り調査・現地確認の結果、 地域調和要件に支障がないものと判断いたしました。尚、賃借料に関してですが、 一反歩あたり…円と標準賃借料よりも高くなっております。これに対して受人のK 社としては、既存のパイプハウスを借受けており、その分経費がかからないため割 高とは考えていないとのことでございました。以上でございます。
- *議長(三浦泉会長) 現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議 を行います。質疑ございませんか。
 - 一「なし」の声あり一
- *議長(三浦泉会長) 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。 お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
 - 一「異議なし」の声あり一
- *議長(三浦泉会長) ご異議なしと認めます。よって議案第33号 農地法第3条の規 定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第9 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

- *議長(三浦泉会長) 日程第9、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請に ついて、事務局より議案の説明をさせます。
- *事務局(畠山明大係長) 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について。 下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請 があったので審議されたい。

令和2年12月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。 今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。

申請番号1

渡人 N氏 大崎市古川大宮三丁目…番…号

受人 O氏 字中畑…番地…

申請地 字北寺宿…番…

面積 208㎡

事業資金 自己資金 …万円

事業計画 着工予定 令和3年1月着工/令和3年2月28日完成予定

申請事由 売買による倉庫の設置

申請地は加美町役場小野田支所の東約300mに位置し、水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500m以内に複数の公共施設が存在することから第3種農地と判断いたしました。

申請番号2…申請取下げ

申請番号3

渡人 L氏 字上野目新堀…番地

受人 P社 仙台市泉区泉中央二丁目…番地の…

申請地 字新堀…番 外2筆

面積 合計 9,185 ㎡のうち 9.6 ㎡

事業資金 自己資金 …万円

事業計画 令和2年12月25日着工予定/令和3年12月24日完成予定

申請事由 貸借による営農型太陽光発電設備の設置(一時転用:10年間)

申請地は、加美町役場小野田支所の西北西約5kmに位置する農振農用地区域内の農地です。本来、農振農用地での一時転用は3年以内となっておりますが、平成30年5月15日付け農振第78号の通知により、担い手が利用権を設定し営農している農用地で営農型太陽光発電を行う場合は、一時転用の期間が10年以内となります。議案第33号申請番号4番で農地法第3条の利用権設定により認定農業者のM氏が耕作されるということでこの要件を満たしております。隣接農地に影響がないように太陽光パネルを配置、もしくは隣接農地が賃貸人の農地となるように申請地を選定したもので、太陽光パネルの下部では認定農業者が引き続き営農を行うため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす影響はないと認められることか

らやむを得ないと判断しました。

[以上2件の許可申請について説明]

- *議長(三浦泉会長) 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当 委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、14番尾形徳夫委員お願いします。
- *14番(尾形徳夫委員) 申請番号1番につきましては、12月15日に佐々木委員・山本委員・太田局長・畠山係長・私の5名で、申請代理人のQ行政書士の立会いのもと調査を実施いたしました。申請地は小野田支所から東に約300mの場所に位置しており、水道・下水道が埋設されている沿道の区域で、近くには公共の施設があることから第3種農地と判断いたしました。当日は雪が積もっており境界の判断が心配されましたが、垣根があり、それが境界になっておりました。盛土はせず、雨水等は既設水路へ放流するため支障はないものと判断し、現地調査の結果、許可相当と判断いたしました。

申請番号 3 番については同じく委員・事務局の 5 名と、申請代理人である R 社 S 氏の立会いのもと調査を実施いたしました。申請地は小野田支所の西北西約 5 k m に位置し、加美よつばの機械センターから西側に 500 mほど上ったところで、農地区分は農振農用地内の農地であります。今回、営農型太陽光発電の支柱基礎部分の一時転用申請ですが、内容としましては、支柱の高さが地上より 3 m \sim 3.3 mの高さで、幅が 4.5 m。 枕の部分は畦畔から $11 \sim 15$ m離れており、トラクターでの作業が可能な範囲内ということでございます。また太陽光パネルにより水田東・西の両隣に影響があるのではないかと懸念されますが、こちらは L 氏の所有する田であるため、さほど影響はないとのことでした。水稲における日照の影響ですが、太陽光パネルの透過率が 80 % はあるそうで、稲の生育にはほとんど影響がなく、加美町の平均収量の 80 % 以上は見込まれるということでございます。以上のことから現地調査の結果、許可相当と判断いたしました。

- *議長(三浦泉会長) ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。
 - 一「なし」の声あり一
- *議長(三浦泉会長) 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。 お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
 - 一「異議なし」の声あり一
- *議長(三浦泉会長) ご異議なしと認めます。よって議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第10 議案第35号 農用地利用集積計画の審査について

- *議長(三浦泉会長) 日程第10、議案第35号 農用地利用集積計画の審査について、 事務局より議案の説明をさせます。
- *事務局(青砥沙織主事) 議案第35号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和2年12月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。 今月の農用地利用集積の審議は、賃貸借29件でございます。

申請番号1

 渡人
 T氏

 受人
 U氏

申請地 字鶴羽美の田 外2筆

面積 10,360 m² 権利移動の種別 賃貸借(再設定) 借賃 一反歩あたり…円

申請番号2

渡人V氏受人U氏

申請地 字北ノ口前の田 外12筆

面積合計 28,029 m²権利移動の種別賃貸借(再設定)売買金額一反歩あたり…円

申請番号3

渡人 W氏

受人X社 代表取締役 Y氏申請地字八幡堂の田 3筆面積合計 5,635 ㎡

権利移動の種別 賃貸借

売買金額 一反歩あたり…円

申請番号4

渡人 乙氏

受人 X社 代表取締役 Y氏 申請地 宮崎字新檀原の田 外1筆

面積 合計 5, 7 3 2 m²

権利移動の種別 賃貸借

売買金額 一反歩あたり…円

申請番号5番から29番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。

以上29案件で、田102筆 面積210,790 m²。

これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上29件の集積計画について説明]

*議長(三浦泉会長) 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第35号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参与することができません。参与できない委員は申請番号1番及び2番について、9番伊藤登喜子委員、申請番号3番及び4番について、14番尾形徳夫委員です。9番伊藤登喜子委員は申請番号1番の審議開始から2番の終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後3時33分]

- *議長(三浦泉会長) これより申請番号1番・2番について審議を行います。質疑ご ざいませんか。
 - 一「なし」の声あり一
- *議長(三浦泉会長) 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、 申請番号1番・2番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

- 一「異議なし」の声あり一
- *議長(三浦泉会長) ご異議なしと認めます。よって議案第35号 申請番号1番・2 番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは9番 伊藤登喜子委員の入室を許可します。

「委員入室 午後3時34分〕

*議長(三浦泉会長) 続いて申請番号3番・4番について審議を行います。14番尾 形徳夫委員は申請番号3番の審議開始から4番の終了まで退席をお願いいたします。

「委員退室 午後3時34分]

- *議長(三浦泉会長) これより申請番号3番・4番について審議を行います。質疑ご ざいませんか。
 - 一「なし」の声あり一

*議長(三浦泉会長) 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、 申請番号3番・4番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

- 一「異議なし」の声あり一
- *議長(三浦泉会長) ご異議なしと認めます。よって議案第35号 申請番号3番・4 番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは14番 尾形徳夫委員の入室を許可します。

[委員入室 午後3時35分]

- *議長(三浦泉会長) 続いて申請番号5番から29番について審議を行います。質疑 ございませんか。
 - 一「なし」の声あり一
- *議長(三浦泉会長) 質疑がないようですから、これで審議を終わります。 これより申請番号5番から29番についての採決を行います。 お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
 - 一「異議なし」の声あり一
- *議長(三浦泉会長) ご異議なしと認めます。よって、議案第35号 農用地利用集積 計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。
- *議長(三浦泉会長) 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和2年度第9回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。 大変ご苦労さまでした。

〈午後3時36分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和2年12月25日

議長 三浦 泉

署名委員 中村貴美子

署名委員 畠 山 智 史